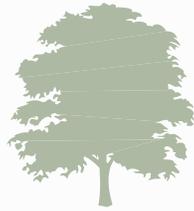


# 資料編



策定資料・・・・・・・・・・146

- ・東近江市総合計画審議会条例
- ・審議会諮問文
- ・審議会答申文
- ・東近江市総合計画審議会委員名簿
- ・東近江市まちづくり懇話会要綱
- ・東近江市まちづくり懇話会委員名簿
- ・東近江市総合計画策定体制図
- ・策定経過

用語の説明・・・・・・・・・・151

# 策定資料

## 東近江市総合計画審議会条例

平成17年2月11日  
条例第39号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、東近江市総合計画に関し必要な事項の調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

## 審議会諮問文

東 企 第 1 0 9 号  
平成 1 8 年 6 月 9 日

東近江市総合計画審議会  
会 長 織 田 直 文 様

東近江市長 中村 功一

### 東近江市総合計画について（諮問）

東近江市は、平成17年2月11日と平成18年1月1日の二度にわたる合併を経て、新しい市として誕生しました。

今後の社会・経済情勢の変化に適切に対応していくため、誕生間もない東近江市のまちづくりの指針として、総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画を策定したいと考えます。

つきましては、その基本となるべき事項等について、東近江市総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 審議会答申文

平成19年1月29日

東近江市長 中村 功一 様

東近江市総合計画審議会  
会 長 織 田 直 文

### 東近江市総合計画について（答申）

平成18年6月9日付け、東企第109号で諮問があった東近江市総合計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり東近江市総合計画（案）をとりまとめましたので、ここに答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、「みんなで育むまちづくりの森 うるおいと にぎわいのまち東近江市」を将来像とした策定の趣旨を十分に尊重され、その実現に努められるよう望みます。

## 東近江市総合計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属・職名など	備考
1号委員	宮部 庄七 小林 優 吉澤 克美	東近江市議会 議長 (総務常任委員会 前委員長) 東近江市議会総務常任委員会 委員長 (H18.10.27 ~ ) 東近江市議会 前議長 (~ H18.10.27)	
2号委員	織田 直文 中島 伸男	京都橋大学文化政策学部 教授 八日市郷土文化研究会 事務局長	会 長
3号委員	石原 徹夫 市橋 雅彦 奥 文宏 奥 善夫 長田 亮 加藤 勝彦 川副 美知子 高村 与吉 田中 敏彦 谷田 恵美子 苗村 淳 中島 あや子 西澤 高弘 花本 和平 村田 利子 山中 多美枝	東近江地域勤労者互助会 事務局長 八社会 代表 (株)ノエビア生産統括部原価計算グループ 課長 (社)八日市青年会議所 理事長 東近江市社会福祉協議会 会長 東近江市人権のまちづくり協議会 会長 東近江市内商工会連絡協議会 会長 東近江市教育委員会 委員 東近江市老人クラブ連合会 会長 八日市商工会議所 副会頭 東近江市消費生活学習会 会長 東近江市自治会連合会 会長 東近江市女性会 会長 東近江市観光協会 会長 東近江市農業委員会 会長 東近江市文化団体連合会 会長 東近江国際交流協会 事務局長	
4号委員	川原 慎一	東近江地域振興局 副局長	
5号委員	垣見 真由美 高木 新一郎 田附 弘子	公募委員 公募委員 公募委員	副会長

## 東近江市まちづくり懇話会要綱

平成17年2月11日  
告示第22号

(設置)

第1条 東近江市総合計画基本構想の策定に関して意見を聴取し、今後のまちづくりの推進に資するため、東近江市まちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、市の将来像に関する助言と提案を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、市長が委嘱した委員17人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、東近江市総合計画審議会条例(平成17年東近江市条例第39号)第3条に規定する審議会委員が任命されるまでとする。

3 懇話会に会長及び副会長を置き、委員互選によりこれを定める。

(運営)

第4条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

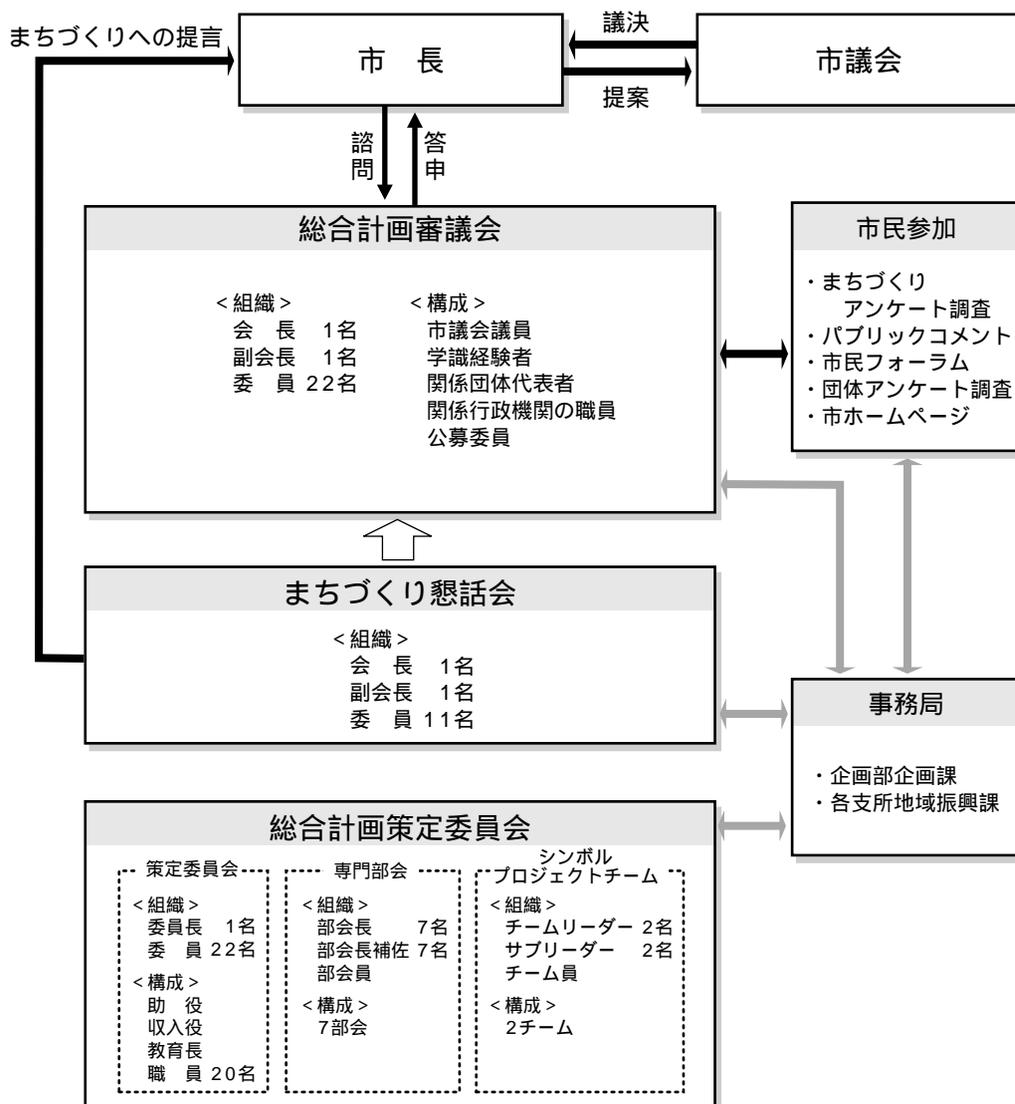
この告示は、平成17年2月11日から施行する。

## 東近江市まちづくり懇話会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	備考
会長	織田 直文	京都橘大学文化政策学部 教授
副会長	中島 伸男	八日市郷土文化研究会 事務局長
	岡村 佐市郎	
	小椋 喜八郎	
	嘉田 由紀子	( ~ H18.4.18 )
	北川 元一郎	
	雲川 弘子	
	高田 昌子	
	谷 正美	
	谷口 英克	
	堤 吉男	
	東澤 きみ	
	宮井 達也	

## 東近江市総合計画策定体制図



## 策定経過

### 平成18年

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 2月 7日  | まちづくりアンケート調査(～2月20日まで)          |
| 13日    | 第1回 まちづくり懇話会                    |
| 24日    | 第1回 総合計画策定委員会                   |
| 3月27日  | 第2回 まちづくり懇話会                    |
| 4月14日  | 第2回 総合計画策定委員会                   |
| 21日    | 第3回 まちづくり懇話会                    |
| 21日    | 総合計画審議会委員公募(3名)(～5月17日まで)       |
| 5月11日  | まちづくり懇話会からの提言                   |
| 6月 2日  | 第3回 総合計画策定委員会                   |
| 9日     | 第1回 総合計画審議会(諮問)                 |
| 7月 4日  | 団体アンケート調査(～7月13日まで)             |
| 21日    | 第4回 総合計画策定委員会                   |
| 27日    | 第2回 総合計画審議会                     |
| 8月 7日  | 基本構想(素案)に対するパブリックコメント(～8月28日まで) |
| 9月29日  | 第3回 総合計画審議会                     |
| 10月20日 | 第5回 総合計画策定委員会                   |
| 20日    | 第4回 総合計画審議会                     |
| 11月10日 | 第6回 総合計画策定委員会                   |
| 16日    | 第5回 総合計画審議会                     |
| 12月 1日 | 総合計画市民フォーラム「東近江市の あたらしいまちづくり」   |
| 8日     | 第6回 総合計画審議会                     |

### 平成19年

- |       |              |
|-------|--------------|
| 1月25日 | 第7回 総合計画審議会  |
| 29日   | 東近江市総合計画(答申) |
| 3月26日 | 基本構想議決       |

# 用語の説明

(50音順)

略語	A L T	(Assistant Language Teacher)の略。外国語を指導する助手のこと。
	B S E	牛海綿状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathy)の略。牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病。
	I C T	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。ITが同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的に定着している。これまで総務省より出されていた「IT政策大綱」が2004年度より「ICT政策大綱」に名称変更されている。
	N P O	(Non Profit Organization) の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。
	S O H O	(Small Office Home Office) の略。コンピューターネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。あるいは、自宅と会社をネットワークで結んで仕事場にしたもの。
あ行	アイデンティティー	「らしさ」。もとの語意は自己の確認。自己同一性。特異性。身分証明。
	あいうりサイクルシステム	昭和56年に旧愛東町の消費生活学習グループが廃食油の回収とあわせてビンや缶の回収を開始。この活動が発展し、昭和61年に自治会と団体、行政が協働で行うリサイクルシステムとして確立した。以来、今日まで回収品目を追加しながら、協働によるリサイクル活動が展開されている。
	あゆみの樹事業	花と緑いっぱいの快適なまちづくりを進めるため、市民の結婚や出生の際に、記念樹として花や木の苗木をプレゼントする事業。
	あんしん歩行エリア	市街地内の事故発生割合の高い地域において、歩行者等の安全が確保されるよう、面的・総合的整備を進め、「クルマ」中心から「ひと」中心の生活環境づくりをめざす施策。
	生きがいデイサービス	介護保険制度の対象外となる高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者に対し、健康チェック・送迎・生活指導・趣味活動等のサービスを提供する事業。
	一次医療	かかりつけ医、ホームドクター等による身近な医療のこと。
	医療アメニティ	安心して医療を受けられる快適な医療環境のこと。
	エコミュージアム構想	地域の生活や文化、自然環境、生産活動などを展示物と考え学習や研修、保存につなげようとする考え方、構想。
	掩体壕(えんたいごう)	航空機を敵の攻撃から守るための格納庫。
か行	かかりつけ医	特定の疾患の専門医ではなく、日頃から健康状態や家族の状況、生活環境などを把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医者のこと。
	環境こだわり米	農薬と化学肥料の使用量を慣行の5割以下にするとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境にやさしい技術を用いて生産され、滋賀県が環境こだわり農産物として認証した米。

か 行	行政評価システム	行政施策に目標、効果、コスト等を設定し、計画、実施、点検、見直しを繰り返すことによって、実現性と効率、費用対効果を高めようとする評価システム。
	ランドデザイン	長期的で総括的な構想や計画。
	グリーンツーリズム	主に都市に住む人が休暇中に農山村地域に長期滞在し、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。
	グループホーム	障害のある人などが援助を受けながら共同生活を営む住居。
	グローバル化	世界規模の普及や展開。
	ケアホーム	従来の障害者グループホームが、障害者自立支援法によって平成18年度からグループホームとケアホームに区分された。ケアホームは、入浴、排せつ、食事などの介護を提供する障害者のための住居。
	ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切なサービスを利用できるように、関係機関などと連絡調整を行うこと。
	コミュニティビジネス	地域住民が主体となって、経営感覚をもちながら、地域ニーズに応える形で、地域に役立つモノやサービスを提供し、地域コミュニティを元気にする事業活動。
	コミュニティバス	民間バス路線の空白地域などを、行政が主体となって運行するバス。
さ 行	三重の安心ネットワーク	隣近所や自治会など身近なコミュニティ単位の活動から、小学校区・中学校区及び日常生活圏域における活動、そして全市的な活動において、市民・事業者・行政の協働で形成される安心のネットワーク。
	自助・共助・公助	市民や事業所の「自助」努力、地域やNPO・市民団体等における「共助」、行政の「公助」の三位一体となって進めるまちづくり。
	自然共生型河川	河川が持つ多様な自然生態系を損なわないように河床形態や河岸植生、小動物、野鳥、魚類などの生態構造に配慮した河川。
	指定管理者制度	公の施設管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの。平成15年6月に地方自治法の一部改正によって導入された制度で、従来の制度よりも管理者の資格や権限などが拡大され、民間事業者、NPO法人なども参画できるようになった。
	小地域ネットワーク	地域の中で支援を必要とする高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域の中で安心して暮していくための地域の支援体制のこと。
	情報セキュリティポリシー	企業などの団体における、秘密情報・個人情報等の管理や、コンピュータウイルスなどによるリスク管理についてまとめた規範のこと。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てようとするもの。
	新医師臨床研修制度	従来努力義務であった新人医師の臨床研修が、平成16年4月から義務化された新制度。幅広い分野における基本的臨床能力の習得や研修医を受け入れる側の施設基準の明確化、その間の研修医の経済的保障確立などをめざすもの。

さ 行	人事考課制度	業務成績や能力・態度・適性等を考課し、人材育成や意識改革、組織力の向上を図るための人事制度。
	水源かん養	健全な森林生態系が存在することによって、豪雨時における河川の増水量（直接流出量）が軽減されるとともに、無降雨時の基底流出量が安定的に供給される作用。森林による貯水、治水などダムのような働き、および天然のろ過機能。
	生活習慣病	従来「成人病」と呼ばれてきた一連の病気群を示す言葉。食生活を中心とした生活習慣に關与する糖尿病、高血圧症、高脂血症などの慢性病。
	成年後見制度	判断能力が衰えたり、認知症高齢者、知的障害者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度。
	ゼロエミッション	生産 - 流通 - 消費 - 廃棄の各段階で、排出物（エミッション）を限りなくゼロに近づけることにより、「循環型社会」を構築しようという考え方。
	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者までのすべての人が豊かなスポーツライフを実現することを目的とした、地域の人が自主的、主体的に運営するスポーツクラブの総称。
た 行	第三セクター	主に国や地方公共団体が行うべき事業に、民間企業の資金や経営力などを導入して官民共同で行うため、共同出資で設立される事業体のこと。
	地域ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする人に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉・介護サービスを組み合わせて提供する仕組み。
	地域サロン	地域住民が主体となった集いや交流の場。
	地域包括医療	治療のみならず保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域における生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療。
	地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人のために、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業。実施主体は、各都道府県、市区町村の社会福祉協議会。
	地籍調査	国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）に基づく土地の調査。所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界（筆界）を確認し、面積（地積）を測量して登記記録の内容を改める。全国の進捗率は未だ半分以上で、特に都市部において実施が進んでいない。
	デマンド型タクシー	デマンドとは、英語で、要求や要望を意味する。デマンド型タクシーとは、設定したルートとダイヤに基づき、予約のあった便のみ運行する乗合タクシーのこと。
	電子自治体	地方公共団体のあらゆる業務にICTを活用して、行政サービスの向上、行政運営の効率化を実現するための取り組み。
特定農業団体	法人格をもたない集落営農組織（農作業受託組織）のうち、営農の一括管理・運営、機械等の共同購入・共同利用などの実態を有するもので、農業経営基盤強化促進法上の「担い手」として位置づけられた団体。5年以内に農業生産法人となることを前提とする。	

た 行	ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）異性から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。
	鳥インフルエンザ	鳥類がインフルエンザウイルスに感染して起きる病気のこと。人の体内に大量のウィルスが入ってしまった場合に、ごくまれに人にも感染することが報告されている。
な 行	ニート	若年無業者のこと。
	二次医療	入院などが必要で高度な診断機能が必要な医療のこと。
	ニュースポーツ	新しく考案された、あるいは、新しく日本に紹介されたスポーツの総称。競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。
	認定農業者	農業のスペシャリストとして市町村が認定し、関係機関が具体的な支援を行い、農業経営の発展をめざすもの。農業者が自ら作成する農業経営改善計画(5年後の経営目標)を市町村が認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうというもの。
	ノーマライゼーション	誰もが自由に参加できる社会をめざす考え方。高齢者や障害者が、他の人と同様に地域の中で普通に暮らせる社会が健全な社会であるという考え方。
は 行	バイオディーゼル燃料	菜種油などの生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。
	バイオマス資源	生物由来の資源。バイオ燃料、エコ燃料と呼ばれることもある。国が定めたバイオマス・ニッポン総合戦略では「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されている。
	ハザードマップ	地震、洪水などが起きた場合に備えて、地域の住民が迅速かつ安全に避難できることを目的として、被害が想定される区域やその程度、避難場所などの情報を地図上に表したもの。
	パブリックコメント	まちの重要な計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。
	バリアフリー	建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。
	ハリヨ	トゲウオ科の淡水魚。全長約5センチ。湧水(ゆうすい)池や細流にすむ。
	びわこ京阪奈線（仮称）鉄道	近江鉄道米原駅を起点に信楽高原鉄道を経てJR片町線を結ぶ鉄道新線構想。主な経由地は東近江市、甲賀市、京都府南部地域（関西文化学術研究都市）で、路線延長は約90km。
	ファミリーサポートセンター	地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
	福祉コミュニティ	地域の中で支援を必要とする人を見守ったり、互いに助け合ったりする地域福祉活動を通じて育まれるコミュニティ。
	ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

は 行	放課後子どもプラン	文部科学省による「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省による「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施し、子どもたちが安全で健やかに過ごすことのできる居場所を確保する総合的な放課後対策。
	ポケットパーク	道路整備や交差点の改良などによって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。
ま 行	マネジメント	経営や管理を行うこと。
	緑の街づくり事業	緑豊かな街づくりを推進するため、市民が行う緑化活動を支援する事業。生垣設置や地域の花いっぱい運動、コミュニティ緑化などへの補助金がある。
	木質バイオマス	森林から発生するものや木質で構成されるバイオマスのことを木質バイオマスと総称している。
や 行	有収率	給水する水量のうち料金として収入のあった水量の比率。数値が高いほど施設の効率性がよいといえる。
	ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
ら 行	リサイクル	リサイクルは「再資源化」で、一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として再び利用すること。
	リユース	リユースは「再使用」で、一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置によって製品や部品として再使用を図ること。
	ローリング方式	毎年度、修正や補完など、計画の見直しを行うことにより、計画と現実とが大きくずれをを防ぐシステム。

## 東近江市総合計画 ～まちづくりの森を育てよう～

---

発 行 / 東近江市

発行年月 / 平成19年3月

編 集 / 企画部企画課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL 0748-24-1234 (代)

FAX 0748-24-1457

ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

E-mail [info@city.higashiomi.shiga.jp](mailto:info@city.higashiomi.shiga.jp)

---